

## 平成16年度市場モニタリングテスト結果

### 家庭用品品質表示法に係るテスト

### 「ふとん」(羽毛ふとん)

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成16年度に、家庭用品品質表示法の対象製品である「ふとん」のうち、詰め物に羽毛を充填した「羽毛ふとん」について、同法の繊維製品品質表示規程に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施に当たっては、市場から購入した12銘柄をテスト対象商品としました。テスト対象商品の概要は、下表のとおりです。

また、原産国表示は、日本製が10銘柄、中国製が2銘柄でした。

ふとんがわの表示	詰め物の表示	銘柄数
綿 100%	ダウン95% フェザー 5%	1
	ダウン93% フェザー 7%	3
	ダウン92% フェザー 8%	2
	ダウン90% フェザー10%	5
	ダウン85% フェザー15%	1

表示規程では、羽毛ふとんは、ふとんがわの組成繊維表示と詰め物(羽毛)の組成混合率を表示する必要があります。

テストの結果、すべての銘柄が表示規程に基づいて適正に表示されていました。

なお、羽毛ふとんの試買テストは、平成12年度においても実施し、ダウンの混合率の表示が、表示規程で定める許容範囲(プラスマイナス5%)を超えて実際より多く表示していたものが購入した対象商品15銘柄中、2銘柄ありましたが、今回はこのような不適正はありませんでした。



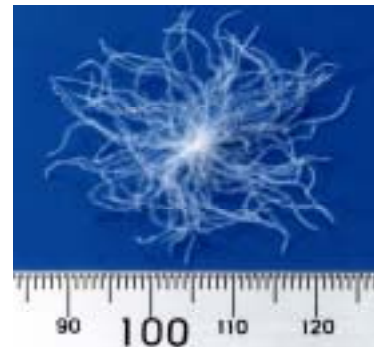
## 参考

家庭用品品質表示法繊維製品品質表示規程によって、羽毛はダウンとダウン以外の羽毛の2種類に大別し、その質量の割合を表示することになっています。また、ダウン以外の羽毛は、「フェザー」又は「その他の羽毛」のいずれかの用語で表示することと規定されており、スモールフェザー、ラージフェザー、損傷フェザー、陸鳥フェザー、ダウンファイバー、フェザーファイバー及びきょう雑物を含みます。

詰め物であるダウン等の羽毛の組成混合率は、日本工業規格に定める試験方法 - J I S L 1 9 0 3 (羽毛試験方法) - によって、以下の組成成分に分類してそれぞれの重さを測定して求めました。

### ダウン

- ・・・あひる、がちょうの水鳥の胸部に密生し、羽軸がなくフワフワとしたタンポポの種子のわた毛のような形をしている羽毛で、ダウンボールと呼ばれる。  
軽くて保温性があり、弾力性にも富んでいるため、ダウンの量と品質が羽毛ふとんの品質を左右する最も重要な要素の一つである。



### スモールフェザー

- ・・・水鳥の体表を覆うフェザーのうち、損傷していない長さが6.5cm未満のもの。  
ダウンと混合され弾力性を発揮する。



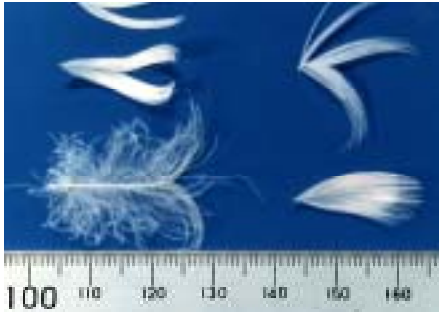
### ラージフェザー

- ・・・6.5cm以上の水鳥フェザーで、羽毛ふとんの詰め物としては好ましくない。



## 損傷フェザー

・・・虫害、引き裂き、粉碎などによって損傷を受けたフェザー



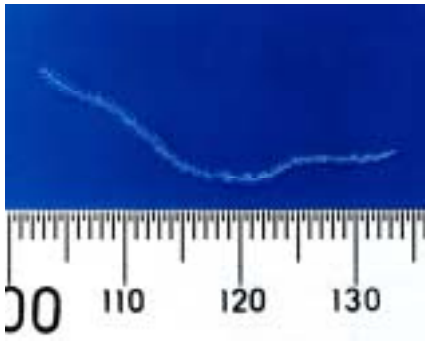
## 陸鳥フェザー

・・・にわとり、七面鳥などの陸鳥のフェザー



## ダウンファイバー、フェザーファイバー

・・・ダウン、フェザーの羽軸から分離した羽枝（うし：羽軸に着生している繊維状のもの）で、それぞれ1本の状態まで完全に分離しているもの。



## きょう雑物

・・・鳥の体表を覆う上皮構造物のうち、上記以外のくずや異物。

